

1971年11月 1日制	定	2001年12月 6日改	正
1990年10月23日改	定	2002年 1月 1日施	行
1991年10月23日改	定	2003年 3月24日改	正
1992年 7月21日改	定	2003年 6月 1日施	行
1993年 7月21日改	定	2004年 8月 2日改	正
1994年10月23日改	定	2006年 1月 1日施	行
1995年 4月 1日施	行	2008年11月27日改	正
1995年10月 5日改	定	2009年 4月 1日施	行
1996年 1月 1日施	行	2012年 7月26日改	定
1997年10月23日改	定	2013年 1月 1日施	行
1998年 1月 1日施	行	2014年 7月31日改	定
1998年10月29日改	定	2015年 1月 1日施	行
1999年 1月 1日施	行	2021年 8月 3日改	定
1999年10月22日改	正	2022年 1月 1日施	行
2000年 1月 1日施	行		

## カートクラブおよび団体の登録規定

### 第1条 目 的

この規定は、J A F 発給のカートライセンスの所持者を主たる構成員とする、カートクラブおよび団体の J A F への登録手続を定め、かつその成立要件、登録の有効期間および特典の範囲を明確にすることを目的とする。

### 第2条 クラブおよび団体の種別

登録されるクラブおよび団体の種別は、次の通りとする。

1. 準加盟カートクラブ
2. 加盟カートクラブ
3. 公認カートクラブ
4. 加盟カート団体
5. 特別カート団体
6. 加盟カートコース団体
7. 公認カートコース団体

### 第3条 クラブおよび団体の登録

カートによる競技会を開催しようとするクラブおよび団体は、F I A の国際モータースポーツ競技規則、C I K - F I A の国際カート規則およびそれに基づいた J A F の国内競技規則、J A F 国内カート競技規則ならびにカートに関する諸規則を遵守することを条件に、J A F へ登録されなければならない。

#### 1. 準加盟カートクラブ

<申請資格>

- ①カートに関するクラブ活動を行っていること。
- ②所属クラブ会員のうち5名以上が J A F のカートドライバーライセンスもしくはカートオフィシャルライセンス所持者であること。一人で両方のライセンスを所持している者については、どちらか一方のライセンスでのみ、所属クラブの会員として J A F に届出ることができる。また、カートライセンス所持者の定数は、すでに他のクラブ、団体から J A F へ登録されているものは除かれる。
- ③クラブ代表者は、J A F の会員で成年でなければならない。

<申請手続き>

上記<申請資格>を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

なお、クラブ名称については別途定める「カートクラブおよび団体の名称に関する規定」に従うこと。

#### ①新規申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 所定の様式によるクラブ経歴書／名称に関する説明書
- (e) 加盟申請料
- (f) 年度登録申請料

#### ②更新申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書

- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 年度登録申請料

注) (b) は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

③登録申請の際、加盟カートクラブから準加盟カートクラブへ降格申請する場合は、別途定める準加盟カートクラブの加盟申請料を納入すること。

#### <特典>

- ① J A F の組織許可を受けて、格式制限付以下の公認競技会を主催することができる。
- ② J A F 国内カートカレンダーに記載登録を行うことができる。
- ③カート国内Bドライバーライセンス講習会およびカートオフィシャルライセンス3級講習会を開催することができる。
- ④公認競技会開催にあたっては、他のクラブまたは団体の協力を求めることができる。
- ⑤クラブ代表者はカートジュニアBおよびカート国内Bドライバーライセンスを取得する資格を有すると判断した者を J A F に推薦することができる。
- ⑥クラブ代表者はカートオフィシャルライセンス3級を取得する資格を有すると判断した者を J A F に推薦することができる。
- ⑦ J A F からカートスポーツに関する情報を受けることができる。
- ⑧クラブ代表者は、当該クラブ名称の国内エントラントライセンスを申請し、取得できる。
- ⑨ J A F へ格式制限付までのカートコースの公認申請を行うことができる。

#### <更新の成立>

- ①登録は暦年ごとに更新し、毎年1月1日から12月31日までを有効期間とする。年度の途中で登録したものは、その年の12月31日までを有効期間とする。
- ②更新登録は、同年12月1日から翌年度のものについて行うことができる。
- ③その年度の3月末日を過ぎて更新手続きを行わない場合は、更新の資格を失い、準加盟カートクラブに関する一切の権利を消失するものとする。

## 2. 加盟カートクラブ

### <申請資格>

- ①カートに関するクラブ活動を行っていること。
- ②所属クラブ会員のうち10名以上が J A F のカートドライバーライセンスもしくはカートオフィシャルライセンス所持者であること。一人で両方のライセンスを所持している者については、どちらか一方のライセンスでのみ、所属クラブの会員として J A F に届出ることができる。また、カートライセンス所持者の定数は、すでに他のクラブ、団体から J A F へ登録されているものは除かれる。
- ③クラブ代表者は、 J A F の会員で成年でなければならない。

### <申請手続き>

上記<申請資格>を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

なお、クラブ名称については別途定める「カートクラブおよび団体の名称に関する規定」に従うこと。

- ①新規申請の場合：
  - (a) 所定の様式による登録申請書
  - (b) クラブの会則
  - (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
  - (d) 所定の様式によるクラブ経歴書／名称に関する説明書
  - (e) 加盟申請料
  - (f) 年度登録申請料
- ②更新申請の場合：
  - (a) 所定の様式による登録申請書
  - (b) クラブの会則
  - (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
  - (d) 年度登録申請料

注) (b) は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

③年度途中の昇格申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 加盟申請料

注) (b) は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

また、(c) は加盟カートクラブの申請資格を充足させるためのものとする。

④更新申請の際、準加盟カートクラブから加盟カートクラブへ昇格申請する場合は、別途定める加盟カートクラブの加盟申請料を納入すること。

<特典>

- ①準加盟カートクラブの特典に加え、以下の特典が与えられる。
- ②J A Fの組織許可を受けて、格式国内までの公認競技会を主催することができる。
- ③国際Eおよびカートオフィシャルライセンス2級／1級講習会を開催することができる。
- ④クラブ代表者はカートジュニアA、カート国内Aドライバーライセンスを取得する資格を有すると判断した者をJ A Fに推薦することができる。ただし、J A Fで審査を行い承認された者でなければライセンスは発給されない。
- ⑤クラブ代表者はカートオフィシャルライセンス3級所持者に対しカートオフィシャルライセンス2級を取得する資格を有すると判断した者をJ A Fに推薦することができる。ただし、J A Fで審査を行い承認された者でなければライセンスは発給されない。
- ⑥J A Fへの格式準国内までのカートコースの公認申請を行うことができる。

<更新の成立>

- ①登録は暦年ごとに更新し、毎年1月1日から12月31日までを有効期間とする。年度の途中で登録したものは、その年の12月31日までを有効期間とする。
- ②更新登録は、同年12月1日から翌年度のものについて行うことができる。
- ③その年度の3月末日を過ぎて更新手続きを行わない場合は、更新の資格を失い、加盟カートクラブに関する一切の権利を消失するものとする。

### 3. 公認カートクラブ

<申請資格>

- ①国際的なカート競技会の開催と、カートに関する教育活動を目的としていること。
- ②所属クラブ会員のうち30名以上がJ A Fのカートドライバーライセンスもしくはカートオフィシャルライセンス所持者であること。一人で両方のライセンスを所持している者については、どちらか一方のライセンスでのみ、所属クラブの会員としてJ A Fに届出ることができる。また、カートライセンス所持者の定数は、すでに他のクラブ、団体からJ A Fへ登録されているものは除かれる。
- ③国際競技会または全国的競技会を主催するにあたっては、すべての経費の支弁能力を有すること。
- ④クラブ代表者は、J A Fの会員で成年でなければならない。

<申請手続き>

上記<申請資格>を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

なお、クラブ名称については別途定める「カートクラブおよび団体の名称に関する規定」に従うこと。

①新規申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 所定の様式によるクラブ経歴書／名称に関する説明書
- (e) 加盟申請料
- (f) 年度登録申請料

②更新申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿

(d) 年度登録申請料

注) (b) は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

③年度途中の昇格申請の場合：

(a) 所定の様式による登録申請書

(b) クラブの会則

(c) 所定の様式によるクラブ員名簿

(d) 加盟申請料

(e) 年度登録料（準加盟、または加盟クラブとの差額）

注) (b) は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

また、(c) は公認カートクラブの申請資格を充足させるためのものとする。

④更新申請の際、加盟カートクラブから公認カートクラブへ昇格申請する場合は、別途定める公認カートクラブの加盟申請料を納入すること。

<審査>

昇格申請および更新登録申請に際し J A F は、下記の事項について調査および審査を行い登録の適否を決定する。

①全国的な公認競技会を主催するにあたっての当該クラブの組織能力について。

②諸規則の遵守と義務行為の履行について。

③上記審査に際して競技会審査委員会報告書を参考とする。

<特典>

①加盟カートクラブの特典に加え、以下の特典が与えられる。

② J A F の組織許可を受けて、すべての公認競技会を主催することができる。

③クラブ代表者はカートジュニア A ドライバーに国際 G（または国際 F）ドライバーライセンスを、カート国内 A ドライバーライセンス所持者に国際 E を、また国際 G（または国際 F）を取得する資格を有すると判断した者を J A F に推薦することができる。ただし、J A F で審査を行い承認された者でなければライセンスは発給されない。

④クラブ代表者はカートオフィシャルライセンス 2 級所持者に対しカートオフィシャルライセンス 1 級を取得する資格を有すると判断した者を J A F に推薦することができる。ただし、J A F で審査を行い承認された者でなければライセンスは発給されない。

<更新の成立>

①登録は暦年ごとに更新し、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までを有効期間とする。年度の途中で登録したものは、その年の 12 月 31 日までを有効期間とする。

②更新登録は、同年 12 月 1 日から翌年度のものについて行うことができる。

③その年度の 3 月末日を過ぎて更新手続きを行わない場合は、更新の資格を失い、公認カートクラブに関する一切の権利を消失するものとする。

#### 4. 加盟カート団体

<申請資格>

①エンジン、タイヤ、部品および各種用品の製造、販売、その他カートスポーツに貢献する事業を営む法人、または J A F が認めた任意団体であること。

②公認カート競技会を組織するために、必要な諸規則に精通した者を所属させていること。

③公認カート競技会を主催するにあたっては、すべての経費の支弁能力を有すること。

<申請手続き>

上記<申請資格>を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

なお、名称については別途定める「カートクラブおよび団体の名称に関する規定」に従うこと。

①新規申請の場合：

(a) 所定の様式による登録申請書

(b) 定款（法人の場合）

(c) 役員名簿

(d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）

(e) カートスポーツに関する事業目的についての説明書（申請理由、目的、活動内容等の詳細）

(f) 加盟申請料

(g) 年度登録申請料

②更新申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) 定款（法人の場合）
- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) 年度登録申請料

注）（b）・（d）は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

<特典>

- ① J A Fへエンジンの登録申請を行うことができる。
- ② J A Fへ部品や各種用品の公認申請を行うことができる。
- ③ J A Fの組織許可を受けて、格式制限付以下の公認競技会を主催することができる。
- ④ J A F国内カートカレンダーに記載登録を行うことができる。
- ⑤ 公認競技会の開催にあたっては、他のクラブまたは、団体の協力を求めることができる。
- ⑥ J A Fからカートスポーツに関する情報を受けることができる。

<更新の成立>

- ① 登録は暦年ごとに更新し、毎年1月1日から12月31日までを有効期間とする。年度の途中で登録したものは、その年の12月31日までを有効期間とする。
- ② 更新登録は、同年12月1日から翌年度のものについて行うことができる。
- ③ その年度の3月末日を過ぎて更新手続きを行わない場合は、更新の資格を失い、加盟カート団体に関する一切の権利を消失するものとする。

## 5. 特別カート団体

<申請資格>

- ① カート車両、エンジン、タイヤ、および部品の製造、販売、その他カートスポーツに貢献する事業を営む法人、または J A F が認めた任意団体であること。

<申請手続き>

上記<申請資格>を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

なお、名称については別途定める「カートクラブおよび団体の名称に関する規定」に従うこと。

①新規申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) 定款（法人の場合）
- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) カートスポーツに関する事業目的についての説明書（申請理由、目的、活動内容等の詳細）
- (f) 加盟申請料
- (g) 年度登録申請料

②更新申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) 定款（法人の場合）
- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) 年度登録申請料

注）（b）・（d）は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

<特典>

- ① J A Fへカート車両ならびに部品またはカート用品の公認申請を行うことができる。
- ② J A Fからカートスポーツに関する情報を受けることができる。

<更新の成立>

- ① 登録は暦年ごとに更新し、毎年1月1日から12月31日までを有効期間とする。



年度の途中で登録したものは、その年の12月31日までを有効期間とする。

- ②更新登録は、同年12月1日から翌年度のものについて行うことができる。
- ③その年度の3月末日を過ぎて更新手続きを行わない場合は、更新の資格を失い、特別カート団体に関する一切の権利を消失するものとする。

## 6. 加盟カートコース団体

### <申請資格>

- ①カートコースを経営する法人あるいは個人事業体であること。
- ②カートオフィシャルライセンス3級以上の所持者が1名以上所属していること。
- ③公認カート競技会を主催するにあたっては、すべての経費の支弁能力を有すること。

### <申請手続き>

上記<申請資格>を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

なお、名称については別途定める「カートクラブおよび団体の名称に関する規定」に従うこと。

#### ①新規申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) 定款（法人の場合）
- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) カートスポーツに関する事業目的についての説明書（申請理由、目的、活動内容等の詳細）
- (f) 加盟申請料
- (g) 年度登録申請料

#### ②更新申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) 定款（法人の場合）
- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) 年度登録申請料

注）（b）・（d）は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

### <特典>

- ①J A Fへ、格式準国内までのカートコースの公認申請を行うことができる。
- ②J A Fの組織許可を受けて、格式準国内以下の公認競技会を主催することができる。
- ③J A F国内カートカレンダーに記載登録を行うことができる。
- ④公認競技会の開催にあたっては、他のクラブまたは、団体の協力を求めることができる。
- ⑤国際Eライセンス講習会およびカートオフィシャルライセンス3級／2級／1級講習会を開催することができる。
- ⑥代表者はカートジュニアBおよびカート国内Bドライバーライセンスを取得する資格を有すると判断した者をJ A Fに推薦することができる。
- ⑦代表者はカートオフィシャルライセンス3級を取得する資格を有すると判断した者をJ A Fに推薦することができる。
- ⑧J A Fからカートスポーツに関する情報を受けることができる。

### <更新の成立>

- ①登録は暦年ごとに更新し、毎年1月1日から12月31日までを有効期間とする。  
年度の途中で登録したものは、その年の12月31日までを有効期間とする。
- ②更新登録は、同年12月1日から翌年度のものについて行うことができる。
- ③その年度の3月末日を過ぎて更新手続きを行わない場合は、更新の資格を失い、加盟カートコース団体に関する一切の権利を消失するものとする。

## 7. 公認カートコース団体

### <申請資格>

- ①カートコースを経営する法人であること（コースのフォーマットが準国内である場合には個人事業体でも可）。
- ②カートオフィシャルライセンス3級以上の所持者が1名以上所属していること。

## カートクラブおよび団体の登録規定

③公認カート競技会を主催するにあたっては、すべての経費の支弁能力を有すること。

### <申請手続き>

上記<申請資格>を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

なお、名称については別途定める「カートクラブおよび団体の名称に関する規定」に従うこと。

#### ①新規申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) 定款（法人の場合）
- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) カートスポーツに関する事業目的についての説明書（申請理由、目的、活動内容等の詳細）
- (f) 加盟申請料
- (g) 年度登録申請料

#### ②更新申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) 定款（法人の場合）
- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) 年度登録申請料

注）（b）・（d）は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

#### ③年度途中の昇格申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) 定款（法人の場合）
- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) 加盟申請料
- (f) 年度登録申請料（加盟カートコース団体との差額）

注）（b）・（d）は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

### <特典>

加盟カートコース団体の特典に加え、以下の特典が与えられる。

- ① J A F へ、格式国際までのカートコースの公認申請を行うことができる。
- ② J A F の組織許可を受けて、すべての公認競技会を主催することができる。
- ③ 代表者はカートオフィシャルライセンス 3 級所持者に対しカートオフィシャルライセンス 2 級を取得する資格を有すると判断した者を J A F に推薦することができる。また、カートオフィシャルライセンス 2 級所持者に対しカートオフィシャルライセンス 1 級を取得する資格を有すると判断した者を J A F に推薦することができる。ただし、J A F で審査を行い承認された者でなければライセンスは発給されない。

### <更新の成立>

- ① 登録は暦年ごとに更新し、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までを有効期間とする。年度の途中で登録したものは、その年の 12 月 31 日までを有効期間とする。
- ② 更新登録は、同年 12 月 1 日から翌年度のものについて行うことができる。
- ③ その年度の 3 月末日を過ぎて更新手続きを行わない場合は、更新の資格を失い、公認カートコース団体に関する一切の権利を消失するものとする。